

令和3年度版 年金ライフサポート  
追補

12 頁

\* 1 ■ 基本手当の給付率

(令和3年8月～令和4年7月)

離職日の年齢	賃金日額	2,577 円以上 4,970 円未満	4,970 円以上 11,000 円以下	11,000 円超 12,240 円以下	12,240 円超
	60 歳未満	80%	80%～50%		50%
60 歳以上 65 歳未満	80%～45%		45%		

\* 賃金日額の上限は 45 歳～59 歳 16,530 円、60 歳～64 歳 15,770 円。基本手当日額の上限は 45 歳～59 歳 8,265 円、60 歳～64 歳 7,096 円。

18 頁

● 受給要件

- ・ 賃金が①60 歳時点の賃金に比べて 75%未満、かつ②360,584 円未満 (令和3年8月～令和4年7月)

● 受給額

- \* なお、①または②で計算した額と賃金との合計額が 360,584 円未満 (令和3年8月～令和4年7月) を超える場合は、超えた額が減額されます。